

国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS） の受入れに向けた調整状況

令和 5 年 9 月 13 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、2024 年（令和 6 年）に予定している国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションの受入れにあたり、事前に実施する IAEA との公式準備会合に向けた調整状況等を報告するとともに、公式準備会合における協議事項である IPPAS ミッションのレビュー対象範囲について了承を諮るものである。

2. IPPAS ミッション受入れに係る調整状況

- ✓ 令和 4 年 12 月 21 日の令和 4 年度第 59 回原子力規制委員会において IPPAS ミッションを受け入れることについて了承された。その後、IAEA に対し IPPAS ミッションの正式要請を行い、IAEA から「2024 年（令和 6 年）の 6 月又は 7 月に IPPAS ミッションを実施する用意がある旨」の回答文書を受領。
- ✓ 令和 5 年 4 月 12 日の令和 5 年度第 4 回原子力規制委員会（臨時会議）において、今後のスケジュール・手順等を報告するとともに、施設レビューの対象施設候補として、関西電力（株）美浜発電所とすることが了承された。その後、関西電力（株）に打診し、同社から了解を得た。
- ✓ IPPAS ミッションの具体的日程を、「2024 年（令和 6 年）7 月 22 日（月）～8 月 2 日（金）」とすることで IAEA 事務局と調整済み。
- ✓ 令和 5 年 9 月 21、22 日に、IAEA との公式準備会合を開催予定。

3. 今回の IPPAS ミッションのレビュー対象範囲（委員会了承事項）（案）

IPPAS ミッションのレビュー対象範囲については、関係省庁等との調整結果を踏まえ、公式準備会合において別紙のとおり IAEA 側に提示することとしたい。

4. 公式準備会合の開催

本年9月21、22日に開催するIAEAとの公式準備会合においては、以下の事項について協議を行う。

なお、公式準備会合にはIAEA側からは、IAEAのIPPAS担当者2名及びIPPASミッションの際のチームリーダー予定者1名の計3名が出席予定。

(1)IPPASミッションの日程

2024年(令和6年)7月22日(月)～8月2日(金)とする。

(2)IPPASミッションのレビュー対象範囲

IPPASミッションのレビュー対象範囲については、上記3.により了承されたものを提示する。

(3)施設レビュー対象施設

関西電力(株)美浜発電所とする。

(4)IPPASミッション実施に係る確認事項等

IPPASミッション期間中に提示する機微情報の取扱い、ホスト国側のロジ支援等について協議を行うとともに、我が国の核セキュリティ規制の全体像、施設レビュー対象施設の概要について説明する。

5. 今後のスケジュール

ミッション本番の 約2か月前	AIP (Advance Information Package(事前情報パッケージ))をIAEAに送付 －レビューを受ける事項について、その概要を説明する資料。関係法令、ガイド類を添付する。
2024年(令和6年) 7月22日(月)～ 8月2日(金)	IPPAS ミッション本番 －1週目:開会セッション、ホスト国側プレゼン、施設訪問 －2週目:質疑応答、ミッション報告書案作成、勧告・助言事項の確定 －最終日:閉会セッション(勧告事項等の提示、ミッション報告書案受領)、ミッション完了プレスリリース
ミッション本番翌週	原子力規制委員会(非公開臨時会) －IPPAS ミッション結果報告
ミッション本番の 約3か月後	IPPAS ミッションに係るIAEA 報告書完成

6. 附属資料

参考 IAEA が提供する主なレビューサービス

IPPAS ミッションのレビュー対象範囲

	各モジュールのレビュー分野		今回 IPPAS ミッションのレビュー対象範囲
モジュール1 核物質及び原子力施設についての核セキュリティ体制の国家レビュー	1-1	核物質及び原子力施設に係る、国の体制及び規制制度	対象
	1-2	核物質の輸送に係る、国の体制及び規制制度	対象
モジュール2 原子力施設のレビュー	2-1	原子力施設／原子力事業者のセキュリティ措置	対象
モジュール3 輸送のレビュー	3-1	核物質の輸送に係る、国の体制及び規制制度	対象
	3-2	核物質の輸送に係る事業者のセキュリティ措置	—*
モジュール4 放射性物質並びに関連施設及び関連事業のセキュリティのレビュー	4-1	放射性物質及びその取扱施設に係る、国の体制及び規制制度	対象
	4-2	放射性物質の輸送に係る、国の体制及び規制制度	対象
	4-3	放射性物質及びその取扱施設のセキュリティ措置	対象
	4-4	放射性物質の輸送に係る事業者のセキュリティ措置	—*
モジュール5 コンピュータ・セキュリティのレビュー	5-1	核物質及び原子力施設に係る、国の体制及び規制制度	対象
	5-2	原子力施設／原子力事業者のセキュリティ措置	対象

* 実際の輸送に係るセキュリティ活動をレビューするものであり、ミッション期間中のタイミングでの実施が見通せないことなどからレビュー対象範囲とはしない。

◆IAEAが提供する主なレビューサービス

目的に応じた様々なレビューを実施し、助言や良好事例の特定等を行う

